「花のあるまちづくり活動事業」 実践要綱

（目的）

第１条　本要綱は、まちづくり情報センターが主体となって実践する「花のあるまちづくり活動事業」に関し必要な事項を定めるものとする。

本事業は、公園や公共施設等の公共空間を活用したコミュニティガーデン等の実践を通じて、花や緑を介し人や地域の関係性を育むとともに、花と緑を活かしたまちづくりを推進し、地域住民の主体的な参画を促すことで、地域コミュニティの形成及び地域における新たな関係性の構築を図り、市町村と連携しながら持続可能なまちづくりの推進を目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「花のあるまちづくり活動事業」とは、まちづくり情報センターが県内市町村と連携し、コミュニティガーデン等の実践活動を通じて花と緑のある空間づくり及び人材育成を行い、地域に根差した活動団体の育成を図る事業をいう。

（対象）

第３条　本事業の対象は、公園・公共施設等の活動の場の提供が可能であり、花のあるまちづくり活動の実践に意欲を有する県内市町村とする。

（募集）

第４条　まちづくり情報センターは、本事業の実施に当たり、県内市町村に対し公募により募集を行うものとする。

（選定）

第５条　まちづくり情報センターは、前条により応募のあった市町村について、センターの体制を踏まえ、申込内容を総合的に勘案し、支援対象市町村を選定するものとする。

２　前項の選定にあたっては、次に掲げる事項を考慮するものとする。

（１）活動の場の確保の状況

（２）事業実施に対する意欲
（３）その他必要と認める事項

（選定結果の通知）
第６条　まちづくり情報センターは、前条により選定した結果について、当該市町村に通知するものとする。

（協定の締結）
第７条　まちづくり情報センターは、事業の実施に当たり、当該市町村と役割分担その他必要な事項について協議し、協定を締結するものとする。

（事業内容）
第８条　本事業は、コミュニティガーデン等の立ち上げ及び運営を通じて、次に掲げる内容により実施するものとする。
（１）講習会及び体験型プログラムの企画・実施
（２）活動に必要な知識及び技術の習得支援
（３）活動の担い手となる人材の育成
（４）活動の立ち上げ及び運営に関する支援

（実施期間）
第９条　本事業の支援期間は、原則として事業開始から概ね２年間とする。
２　前項の期間終了後は、活動の状況に応じて支援の程度を段階的に見直し、地域に根差した住民主体の活動として継続的に運営されることを目指すものとする。

（役割分担）
第１０条　本事業における役割分担は、次のとおりとする。
（１）まちづくり情報センター
・事業全体の企画及び調整
・コミュニティガーデンの設計及び立ち上げ支援
・講習会及び体験型プログラムの実施
・人材育成及び活動支援

・参加者の募集及び管理

（２）市町村

・公園・公共施設等の活動の場の提供

・広報及び周知への協力

・事業実施に当たっての連携及び必要な協力

（３）地域住民・団体

・活動への主体的な参加

・継続的な担い手としての役割

（費用負担）

第 11 条　本事業に係る花苗や資材その他活動に必要な費用については、原則としてまちづくり情報センターが負担するものとする。

（雑則）

第 12 条　本要綱に定めのない事項については、まちづくり情報センターが別に定めるものとする。

2　本要綱に基づく事業の運用に関し必要な事項は、まちづくり情報センターが関係者と調整するものとする。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１日から施行する。